

保育料の見直しと副食費の減免

令和4年度市町村民税額に基づき、9月からの保育料の見直しと副食費の減免を行います。
手続きが必要な世帯には、市から連絡します。

副食費の減免

●対象者 次のいずれかの園児

◇市町村民税所得割額が基準額未満(※1)の世帯の児童

◇第3子以降の児童(※2)

※1 保育施設では、5万7700円未満(ひとり親世帯などの場合は7万7101円未満)

の世帯。教育施設では、7万7101円未満の世帯。

※2 保育施設では、保育所などに通う未就学の児童で数え、教育施設では、小学3年生以下の児童で数えます(基準額未満(※1)の世帯は生計を一緒にする全ての児童で数えます)。

●対象施設とクラス・年齢

◇保育施設(3〜5歳児クラス)

・認可保育所

・認定こども園(保育所部分)

◇教育施設(満3歳児以上)

・幼稚園

・認定こども園(幼稚園部分)

●問い合わせ先

子育て支援課保育所・幼稚園担当

☎(580)1864

☎(580)1864

☎(580)1864

☎(580)1864

☎(580)1864

☎(580)1864

☎(580)1864

☎(580)1864

☎(580)1864

☎(580)1864

☎(580)1864

●保育料 次のいずれかに在園の児童(0〜2歳児クラス)

◇認可保育所

◇小規模保育事業所

◇認定こども園(保育所部分)

●算定方法 保育料は、児童の扶養義務者のうち、父母の令和4年度市町村民税所得割額の合計額と、入所する児童の令和4年4月1日時点の年齢によつて決定します。

※祖父母など同居し、父母の合計収入額が140万円以下(ひとり親は120万円以下)の場合、祖父母などの市町村民税所得割額を保育料の算定対象とします。

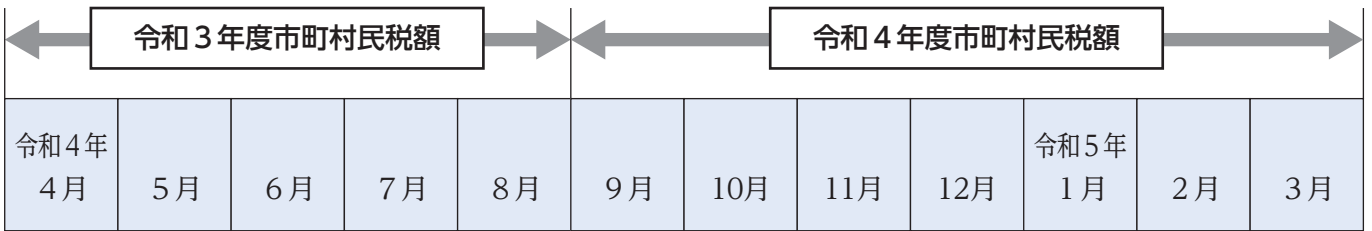
※3〜5歳児クラスの児童の保育料は無償です。

※保育料表は、市ホームページを確認してください。



保育料と副食費減免の見直し時期

毎年、現年度の市町村民税所得割額に基づき、保育料の見直しと副食費の減免を行います。



人権政策審議会委員を募集します

●応募資格 満18歳以上(令和4年4月1日現在)の市民、または市内の事業所に勤務している人

●任期 11月5日〜令和6年11月4日(会議は年3回程度を予定)

●募集人数 2人

●申込方法 ◇送付◇メール◇FAX

◇直接提出(申込用紙(申込先・コミュニケーションセンター・மாக)及びあ男女平等推進センターで配布、または市ホームページからダウンロード)に必要な事項を記入)

●申込期限 8月26日(金)(必着)

●選考方法 書類選考

※結果は文書で通知します。

※他の審議会などに3機関以上所属している人、常勤の市職員、議員は申し込みできません。

●申し込みと問い合わせ先

人権男女共同参画課

☎(580)1840

☎(574)2053

☎(574)2053

☎(574)2053

☎(574)2053

☎(574)2053

☎(574)2053

☎(574)2053

☎(574)2053

☎(574)2053

☎(574)2053

☎(574)2053

☎(574)2053

☎(574)2053